（定義）

第三条　［略］

２　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

［一～四の二　略］

四の三　「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、第一種適格電気通信事業者が第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。

［五～十三　略］

第六節　第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

（第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備）

第三十六条の十　電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度（電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項第五号の二に規定する名目速度をいう。第四十五条において同じ。）に関し、国際的な標準に適合させなければならない。

第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策

第一款　第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

（適用の範囲）

第三十六条の十一　この款の規定は、第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備について適用する。

第二款　第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

（適用の範囲）

第四十条の二　この款の規定は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備について適用する。

（準用）

第四十条の三　第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三（第一項第三号及び第五号に係る部分に限る。）、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（適用除外）

第四十条の四　前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の四の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

第四十四条の二　［略］

［２～５　略］

第六節　第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

（第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備）

第四十五条　電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度に関し、国際的な標準に適合させなければならない。

第四章　第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

（定義）

第三条　［同上］

２　［同上］

［一～四の二　同上］

四の三　「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。

［五～十三　同上］

［新設］

［同上］

［新設］

［新設］

第四十五条　［同上］

［２～５　同上］

［新設］

第四章　適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。